

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和7年1月 23 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2400166 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2400018 号

第1 結論

昭和 61 年 10 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 63 年頃、A 市の実家に居住していたが、両親の勧めで国民年金に加入することになり、両親が A 市役所で加入手続を行ってくれた。その際、保険料を遡って納付することができることだったので、納付書をもらって保険料を納付したと聞いた。

請求期間前後の領収証を保管しているが、日付からしても、間が空白となるような納付の仕方を両親がするはずはなく、請求期間についても遡って納付してくれたと思うので、調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は 3 か月と短期間であるほか、請求者から提出された過年度保険料に係る「納付書・領収証書」及び現年度保険料に係る「国民年金保険料領収書」(以下「領収書等」という。)、並びにオンライン記録によると、請求者に係る国民年金の加入手続は昭和 63 年 10 月に行われ、被保険者資格取得日は 20 歳に到達した昭和 57 年 * 月とされたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、両親は、請求期間の保険料に係る納付書を取得し、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、請求期間前後の保険料は納付済みとされている上、領収書等によると、加入手続時点において時効が成立していない保険料については、請求期間を除き遡って納付されており、両親が請求者に係る保険料に関して未納の解消に努めていた状況が見受けられるほか、加入手続以後、請求者が婚姻（平成 4 年 4 月）するまでの保険料に未納はない。

さらに、領収書等のうち、昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの保険料に係る「納

付書・領収証書」を見ると、当該期間の保険料について時効が成立する直前の昭和 63 年 10 月 28 日に発行され、同年 10 月 31 日に納付されていることが確認できるほか、日本年金機構は、当該「納付書・領収証書」について、加入手続を行った際、時効の成立が迫る当該期間の保険料の納付を希望したために手書きで発行したものと考えられる旨回答していることを踏まえると、両親が加入手続時ににおいて時効に関する行政側の説明を受けた上、その説明に従って納付した状況が推し量られる。

加えて、領収書等によると、数か月分の保険料をまとめて納付していることが確認でき、請求者も保険料を納付することに困るような生活状況ではなかったとしていることから、両親の保険料を納付する資力に問題はなく、3か月と短期間である請求期間の保険料を、請求期間前後の保険料と同様、時効が成立しないように両親が納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の保険料を納付していたものと認められる。